

一般社団法人日本病院会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

消費税の適格請求書等保存方式の開始に向けた周知等について
(協力依頼)

平素から、厚生労働行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日に開始されます。

インボイス制度においては、買手は消費税の仕入税額控除のためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手はインボイスの交付を行うためには「インボイス発行事業者」の登録申請が必要になります。

そのため、これまで数次にわたりお願いさせていただいた内容と重複する部分もごさいますが、制度開始に向けて制度の内容をご理解いただき、事業者の方々の円滑な準備のために、以下の4点についてご協力賜れば幸いです。

1. 貴団体発行の会報紙等への寄稿

国税庁では、各事業者団体が発行する会報紙等にインボイス制度を紹介する寄稿文のひな型を数種類ご用意しております。

お申込みいただいた団体に、ひな型をご提供させていただきますので、是非お申込みください。

なお、ひな型については文体の変更等は可能ですが、内容を変更するような修正はできませんことをご承知おきください。

また、ご希望に応じて貴団体の業界の実態に即した内容の寄稿にも対応いたします。

2. 貴団体の会員事業者向けの説明会開催の検討及び実施

インボイス制度に関して、事業者団体向け説明会開催の予定がございましたら、引き続き、国税庁・財務省等から職員を講師として派遣させていただきますので、開催のご検討をいただけますと幸いです。なお、オンラインでの開催や一度開催した場合でも再度の講師派遣にも対応可能ですので、ご相談下さい。

1、2ともに詳細は別添の講師派遣及び寄稿依頼要領をご参照ください。

3. 記事下広告の掲載

国税庁が作成している記事下広告につきまして、使用期限が令和5年9月末までの新しい広告を提供いたします。貴団体が発行する会報誌や業界紙へ掲載させていただけるかどうかについて、ご検討いただけますと幸いです。

なお、掲載させていただける場合には、貴団体の任意のタイミングで構いませんので、厚生労働省医政局地域医療計画課にご連絡をお願いいたします。

4. インボイス制度に関する負担軽減措置

昨年12月23日に閣議決定されました令和5年度税制改正の大綱におきまして、主に中小事業者を対象としたインボイス制度に関する負担軽減措置が講じられることとなっています。

また、こうした負担軽減措置に加え、令和4年度第2次補正予算においても、中小事業者向けのIT導入補助金の拡充が行われています。

つきましては、これらの支援措置について分かりやすくご案内したリーフレット（別添1）が財務省HPで公表されております。

また、制度の概要については、小規模事業者の方にも分かりやすくインボイス制度を解説したリーフレット（別添2）もございますので、併せてご活用ください。

こうしたものを会員各位様へご案内いただき、各事業者様でご活用いただければ幸いです。

なお、支援措置によって適用対象が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

（財務省ホームページ）リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」
https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf

（国税庁ホームページ）リーフレット「免税事業者のみなさまへ令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>

（以 上）

消費税のインボイス制度に関する 説明会・研修会への講師派遣及び寄稿依頼について

1 説明会・研修会への講師派遣について

講師を派遣させていただく説明会・研修会

- ◇ 貴団体が主催する会員事業者向けの説明会・研修会に講師を派遣します。
- ◇ 貴団体の傘下団体(地域ブロック単位の団体)が主催される同様の説明会・研修会にも講師派遣可能です。
- ※ 会員事業者の主に経理をご担当されている方への説明会や研修会が効果的だと思われ
ますが、団体開催の理事会や団体事務局に向けた説明であっても差し支えありません。
- ※ 新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点から、オンラインでの説明や、団体事務
局向けの少人数の説明会や複数回にわたる開催など柔軟な対応も可能ですので、ご相談く
ださい。

派遣する講師（財務省・国税職員）がご説明する事項（概要）

- ◇ 令和5年10月から開始するインボイス制度について、事業者の方々からよく質問を受け
る内容を踏まえながら説明いたします。質疑応答の時間を設けることも可能です。
- ◇ これまで派遣講師による説明を受けた団体等からは、「説明を受けてみて制度理解が進ん
だ」や「準備を開始するきっかけになった」との声をいただいておりますので、積極的なお
申込みをご検討いただけますと幸いです。
- ※ インボイス制度の説明と合わせて、近時の電子帳簿保存法の見直しに関する内容について説
明をご希望の場合は、申込書にその旨をご記入ください。なお、電子帳簿保存法に関する説明
については日程等の都合上、ご希望に添えないこともある旨を予めご了承ください。

説明会の開催時期等

- ◇ 講師派遣の依頼は、制度開始に向けて随時、受け付けております。
(申込期限は設けておりません。)
- ◇ 講師派遣は、原則として平日の9時から17時までの間とさせていただきます。それ以外の
日程を希望される場合は前広にご相談ください。
- ◇ 現在、多数のお申込みをいただいております。ご希望いただいた日時の変更をお願いする
こともございますことにご留意ください。

講師派遣のお申込み

- ◇ 別紙「講師派遣申込書」に必要事項をご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8916
東京都千代田区霞ヶ関1-2-2
厚生労働省医政局地域医療計画課 担当 井戸 裕也
電子メール: ido-yuuya.3k9@mhlw.go.jp
FAX: 03-3503-8562

2 寄稿依頼について

寄稿依頼の対象となる会報誌、業界紙

- ◇ 貴団体（傘下団体を含む。）が発刊する会員事業者向けの会報誌、業界紙にインボイス制度についての寄稿文のひな型*をご提供します。
 - ※ A4媒体で4枚（3,000字程度）、A4媒体で2枚（1,000字程度）、A4媒体で1枚（500字程度）の、修正案（4,000字程度+図）の4種類のひな型を用意しています。会報誌の掲載スペース等に合わせて文章をご活用ください。
- ◇ 貴団体の会員事業者が社内向けに発刊する社内報など、個別の事業者のみが対象となるものには記事の寄稿はできません。

寄稿する記事の内容について

- ◇ 寄稿文のひな型について、文体の変更等は可能ですが、内容を変更するような修正はお控えください。
- ◇ ご希望に応じて貴団体（傘下団体を含む。）の業界の実態に即した内容の寄稿にも対応いたします。
- ◇ 個別の事業者や業界を指して、具体的に登録申請の要否の記載はできません。
- ◇ 貴団体のご希望に応じた内容とする場合は、内容に関する打合せ等のお時間をいただくことがございます。

寄稿依頼のお申込み

- ◇ 別紙「寄稿申込書」に必要事項をご記入の上、以下の連絡先宛てにご送付願います。

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 厚生労働省医政局地域医療計画課 担当 井戸 裕也 電子メール：ido-yuuya.3k9@mhlw.go.jp FAX：03-3503-8562
--

事務負担軽減？
補助金も？

税負担軽減？

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け

納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例

売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶

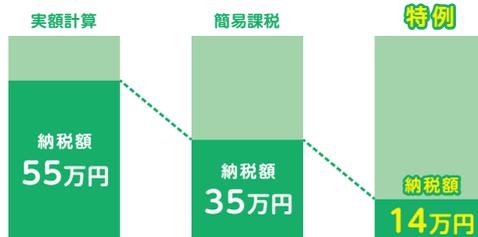
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶

70万円 - 35万円^{*} = 35万円

^{*}70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

小規模事業者向け

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け

会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

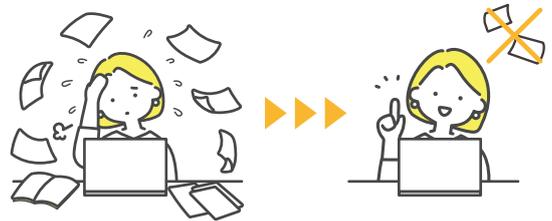


中小事業者向け

少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日



すべての方が対象

少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方
- 対象となる期間 適用期限はありません。



すべての方が対象

登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の
内容

持続化補助金

IT導入補助金

インボイス制度
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

 **0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。